



介護保険

広域化

介護保険制度は、高齢化対策として「要介護（要支援）認定を受けた高齢者と40歳以上の人」を皆で支えるために平成12年に始まった制度です。施行から18年、急速に高齢化が進み、本市の高齢化率は28.9%（1月1日現在）にまで高まっています。このことにより、要介護（要支援）認定者の増加に伴う介護給付費の増加・介護現場を支える人材の不足・介護保険施設の入所待ちなど、さまざまな課題に直面しました。

東三河地域でも、今後10年間で総人口は約5万人減少するものの、65歳以上の高齢者人口は約1万人増加することが見込まれています。このような状況の中、介護保険制度を運営する市町村では、多様な生活支援サービスの充実強化・地域医療と介護の連携強化・認知症施策の推進・住まいの確保などの課題について、地域の実情に応じた対応が求められています。

これらの課題を解決するためには、地域のごまざまな資源を有効に活用することが不可欠であり、市町村の垣根を越え、地域資源を効果的に活用することが何よりも重要です。また、多岐にわたる介護保険事務の効率的な処理をはじめ、安定的な財政基盤の構築や広域的なサービス提供体制の確立を東三河が一丸となって取り組むことが必

蒲郡市の介護保険料（第7期計画期間：平成30～32年度）

第7期の保険料は、市町村ごとに異なります。第6期末までの各市町村の介護保険給付費等準備基金の残高に応じて保険料が軽減されています。

なお、第8期（平成33～35年度）以降は、8市町村統一の保険料となります。

対象者	所得段階（保険料率）	金額（年額）
・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入金額および合計所得金額との合計額が80万円以下の方	第1段階〔0.45〕	24,316円
・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入金額および合計所得金額との合計額が80万円を超え、120万円以下の方	第2段階〔0.65〕	35,123円
・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入金額および合計所得金額との合計額が120万円を超える方	第3段階〔0.75〕	40,527円
・本人が市民税非課税で、課税年金収入金額および合計所得金額との合計額が80万円以下の方	第4段階〔0.9〕	48,632円
・本人が市民税非課税で、課税年金収入金額および合計所得金額との合計額が80万円を超える方	第5段階〔1.0〕 基準額	54,036円
・本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	第6段階〔1.2〕	64,843円
・本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	第7段階〔1.3〕	70,246円
・本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	第8段階〔1.5〕	81,054円
・本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	第9段階〔1.7〕	91,861円
・本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	第10段階〔1.8〕	97,264円
・本人が市民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	第11段階〔1.9〕	102,668円
・本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	第12段階〔2.0〕	108,072円

要になります。東三河広域連合として動くことで、東三河地域における介護サービスに関する課題として地域全体で対応していきます。要介護認定申請の手続きなどは、引き続き長寿課で行えます。

東三河広域連合化により、介護保険証が新しくなります。3月23日に発送し、順次お手元に届いています。保険証が到着しているか、ご確認ください。

保険証は届いていますか？